

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱

制定	平成 20 年 5 月 30 日	林業第 010269 号
改正	平成 21 年 5 月 13 日	林業第 010192 号
改正	平成 22 年 5 月 27 日	林業第 2 3 5 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日	林業第 1 2 9 8 号
改正	平成 24 年 5 月 24 日	林業第 3 3 1 号
改正	平成 25 年 6 月 5 日	林業第 5 0 5 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	林業第 1 3 1 4 号
改正	平成 28 年 5 月 27 日	林業第 4 1 2 号
改正	平成 28 年 11 月 29 日	林業第 1 4 9 1 号
改正	平成 29 年 4 月 28 日	林業第 2 0 2 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	林業第 1 9 3 9 号
改正	令和元年 6 月 14 日	林業第 6 0 6 号
改正	令和 2 年 6 月 12 日	林業第 4 8 7 号
改正	令和 3 年 5 月 26 日	林業第 3 9 2 号
改正	令和 5 年 5 月 2 日	林業第 3 7 8 号
改正	令和 6 年 5 月 21 日	林業第 4 8 2 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、効率的な間伐等の森林施業を促進させるため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及びこの要綱に基づき、別表 1 に掲げる事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国交付規則」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の補助事業者及び間接補助事業者（以下「補助事業者等」という。）は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助事業者等は、前項の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定までの標準的な期間)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、国交付規則、国交付等要綱、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 補助事業者は、同項(3)の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、

入札等に参加させてはならない。

- (5) 事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 19 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 2 人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上 2 人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が 10 万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

- (6) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

- (7) 事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 12 号による遅延届出書を知事に提出してその指示を受けなければならない。また、その際、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって遅延届出書の提出に代えることができる。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該取得財産等の処分制限期間中、帳簿等に加え様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を整備保管しなければならない。

- (9) 同項（8）に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- (10) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。

- (11) 規則第 22 条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、第 14 条に規定する条件を付すること。

- (13) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (14) 補助事業者は、間接補助事業者が第 14 条により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

- 2 前項（2）の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。なお、補助事業者が、第 4 条の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 4 条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 6 条 知事は、補助事業者から第 5 条第 1 項 (6) の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、額の確定の有無にかかわらず第 4 条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、国交付等要綱又は法令若しくは国交付等要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第 1 項 (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた納付期限内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は、補助事業者等が第 2 条の規定に該当することが判明したときは、第 1 項から第 4 項の規定を準用する。

(債権譲渡等の禁止)

第 7 条 補助事業者等は、第 4 条の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第 8 条 補助事業者は、事業遂行の状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の 9 月 30 日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 10 月 10 日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第 3 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 2 項に規定する概算払請求書をもって、事業遂行状況報告書に代えることができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を大臣等に行っている場合は、第 1 項の規定による報告を省略することができる。
- 5 第 1 項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

なお、実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。
ただし、出来高確認において現地確認を行った場合は、この限りではない。

- 2 規則第 12 条第 1 項後段に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 8 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 第 1 項の実績報告書の提出期限は、事業完了後（第 5 条第 1 項（6）による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）30 日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。
- 6 第 2 項の実績報告書の提出期限は、交付金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付）

第 10 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

なお、概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第 15 条に規定する補助金交付請求書は、様式第 6 号及び第 7 号のとおりとする。
- 3 補助事業者は、概算払により間接補助事業等に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（財産処分の制限）

第 11 条 規則第 22 条第 2 号に規定する財産は、それぞれ 1 件当たりの取得価格又は効用の増加

額が単価 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、国交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 4 条第 1 項の規定により提出された補助金交付申請書に記載されている場合は、第 4 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 12 条 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（書類の経由）

第 13 条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

ただし、第 4 条第 1 項に規定する補助金交付申請書、第 5 条第 2 項に規定する変更承認申請書及び第 10 条第 2 項に規定する補助金交付請求書のうち精算払によるものについては、所轄農林事務所を経由しないものとする。

（間接補助金交付の際に付すべき条件）

第 14 条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、(4) に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件及び第 5 条 (1) から (11) 及び次の (1) ～ (3) に掲げる条件を付さなければならない。なお、この場合において、第 5 条第 1 項 (1) ～ (11) 及び佐賀県ローカル発注促進要領中「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(2) 同項(1)による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(4) 間接補助事業者は、補助金等の申請に当たり、同項(3)を約した「誓約書」(様式第 11 号)を添付しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項(1)により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項(1)ただし書の場合にあつては、第 4 条による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

4 補助事業者は、第 1 項(2)により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を県に納付しなければならない。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金等相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。

6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の補助金等相当額を県に返還しなければならない。

(指導等)

第 15 条 知事は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者等に対し、必要な報告を求

め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第 16 条 事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 30 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、平成 22 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 24 年 5 月 24 日から施行し、平成 24 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行し、平成 25 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 27 日から施行し、平成 28 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 28 年 11 月 29 日から施行し、平成 28 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行し、平成 29 年度補助金分から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度補助金分から適用する。

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行し、令和元年度補助金分から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 12 日から施行し、令和 2 年度補助金分から適用する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行し、令和 3 年度補助金分から適用する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 日から施行し、令和 5 年度補助金分から適用する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 21 日から施行し、令和 6 年度補助金分から適用する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	経 費	補 助 率	重要な変更
				経費の配分の変更
高性能林業機械等の整備	森林整備法人等、選定経営体及び貸付を行う事業実施主体として知事が認めるもの（貸付先が選定経営体の場合に限る。）	事業費 別表 2 に掲げる事業を行うのに要する経費	定額 （国庫補助事業により交付決定があった国費を含む事業費の 6/10 の補助率以内とする。ただし、補助事業者が間接補助事業者に補助した額を限度とする。 また、事業実施主体が本則課税業者の場合は、総事業費から消費税相当額を除いた金額に補助率を乗じて補助金額を算出する。）	補助金額の変更

別表 2

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼称単位	
			A	B
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoT ハーベスタ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フェラーバンチャ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他、国庫補助事業の対象となるもの		台

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県間伐等森林整備促進対策事業を実施したいので、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------|-------|
| 1 事業の目的 | (別紙1) |
| 2 経費の配分 | (別紙1) |
| 3 事業計画の概要 | (別紙2) |
| 4 事業の効果 | (別紙1) |
| 5 事業完了予定年月日 | (別紙1) |
| 6 収支予算 | (別紙3) |

(注) 次の書類を添付すること。

- ・ 市町の補助金交付要綱等
- ・ 誓約書（様式第11号）の写し
- ・ 第4条第2項により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、消費税仕入控除税額集計表（別紙7）
- ・ 事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、内訳書（別紙1-1）

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
- 2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。
- 3 次の書類を添付すること。
- ・市町の補助金交付要綱等（提出済みのものに改正等があった場合に限る。）
 - ・佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第5に規定する事業変更計画書（別添様式1-1）

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、9月30日現在の補助金遂行状況について、関係書類を添えて報告します。

記

補助金遂行状況報告書 別紙4のとおり

様式第4号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 事業の成果 | (別紙1) |
| 2 経費の配分 | (別紙1) |
| 3 事業実績の概要 | (別紙2) |
| 4 事業の効果 | (別紙1) |
| 5 事業完了年月日 | (別紙1) |
| 6 収支精算 | (別紙3) |

- (注) 1 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、交付申請書又は最終の変更承認申請書から変更があった場合は比較できるよう、変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。
- 2 「事業の成果」については、できる限り客観的指標に基づき記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されているか、期待できるのかという観点から記入すること。
- 3 県が別に定める書類を添付すること。

様式第5号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金の〇〇 年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業年度終了報告書 別紙5のとおり
- 2 事業実施期間
(当初) 年 月 日 から 年 月 日 まで
(変更) 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 その他

様式第6号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号により補助金額の確定通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金として、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

(注) 精算払の場合の様式である。

様式第7号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金として、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳		
交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

金融機関

種 別

口座番号

口座名義

- (注) 1 概算払の場合の様式である。
2 別紙6「請求額計算書」を添付すること。

様式第8号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金消費税仕入控除額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県
間伐等森林整備促進対策事業補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県間伐
等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額
(〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 4の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 6の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第9号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：_____

事業実施年度		〇〇 年度			事業名										摘要
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期		処分の状況		
市町名	事業 区分	機械名	施工箇所 又は 設置場所	数量	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
								県補助金	市町費	その他					
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

年 月 日

[間接補助事業者] 様

所在地

団体名

代表者名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の物品契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支部部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

2 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第11号

年 月 日

[補助事業者] 様

[間接補助事業者]

所在地

団体名

代表者名

誓 約 書

補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者名

〇〇 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が予定の期間内に完了しない理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円 0	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別紙1

1 事業の目的（成果）

2 経費の配分 （単位：円）

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要する (した)経費 (A) + (B)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
高性能林業機械等の整備						
合 計						

4 事業の効果
（できる限り数値的な目標も含めて記載すること。）

5 事業完了(予定)年月日 ○○ 年 月 日

別紙 1-1

間接補助事業者が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を、国又は県が行っている融資制度から融資を受けるために補助対象物件を担保に供する場合の内訳書

1 事業名

2 事業実施主体名

3 担保施設の概要

(1) 名称(施設名)

(2) 所在地

(3) 構造・規模等

(4) 総事業費と負担区分

総事業費	負 担 区 分			
	補助金	市町費	借入金	自己資金
円	円	円	円	円

4 借入れの概要

(1) 借入先

(2) 制度融資名

(3) 資金区分

(4) 借入額

(5) 償還期間

(6) 債務保証

5 その他参考となる事項

(1) 事業計画書(実施要綱別記 1 第 2 の事業計画の担保対象施設)

(2) 償還予定表

(3) 利用する制度融資のパンフレット 等

別紙2

3 事業計画（実績）の概要

事業区分	市町名	事業実施 主体	事業内容		総事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要する (した)経費 (A) + (B)	負 担 区 分			工 期		備考
			内容	数量			県補助金(A)	市町費(B)	その他(C)	着 工 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
高性能林業機械等の整備				台	円	円	円	円	円			
合 計												

(注) 1 「事業内容」及び「事業費」は機種ごとに記載すること。
2 備考の欄には、消費税相当額及び税抜き事業費を記載すること。

別紙3

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金収支予算（精算）

1 収 入

事 業 区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
高性能林業機械等の整備 県補助金 市 町 費 そ の 他	円	円	円	円	
小 計					
高性能林業機械等の整備 県補助金 市 町 費 そ の 他					
合 計					

2 支 出

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
高性能林業機械等の整備	円	円	円	円	
合 計					

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金遂行状況報告書

〇〇 年9月30日現在

事業区分	計 画		遂行状況			支出済額	備 考
	事業費	県補助金	事業着手	事業完了 (予定)	進捗率		
高性能林業機械等の整備	円	円	年月日	年月日	%	円	
計							

- (注) 1 「進捗率」は、「購入契約から納品までの工程の進捗率」を記入すること。
 2 「計」欄の「進捗率」は、県補助金額と進捗率の割合から算出すること。
 3 「進捗率」が「0%」の場合、「事業着手」欄に着手予定年月日を()書きで記入すること。

別紙5

事業年度終了実績報告

1 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
県補助金				
市町費				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
合 計				

2 事業別状況

(単位：円)

区分	交付決定の内容		年度内遂行実績		進捗率(%) (B)/(A)	翌年度繰越分		備考
	事業費 (A)	県補助金	事業費 (B)	県補助金		事業費	県補助金	
合 計								

(注) 別表2の事業主体ごとに内容を記載すること。

請 求 額 計 算 書

事業区分	事業費	事業に 要する経費	交付決定額 (県費補助金) (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了 予定 年 月 日	備考
				金 額	出来高 (B) / (A)	金 額	月 日 まで予定 出来高 $((B) + (C)) / (A)$	金額	月 日 まで予定 出来高		
高性能林業 機械等の整備	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

上記のとおり相違ないことを確認する。

〇〇 年 月 日

出来高確認者
職・氏名

(注)1 出来高確認者は、補助事業においては県農林事務所職員、間接補助事業においては補助事業者とする。
2 出来高確認者は、出来高（現地）を確認し、出来高を確認できる資料を添付すること。

〇〇 年度佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

事業区分	事業実施主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	補助率	消費税仕入控 除税額	消費税 確定 未確定	備考
高性能林業機械等の整備		円	円		円		円		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。
- 2 第9条第3項及び第9条第4項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、補助金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。